

○埼玉県警察航空機の運用等に関する訓令

昭和 53 年 9 月 30 日

警察本部訓令第 18 号

警 察 本 部 長

(概要)

本訓令は、埼玉県警察に装備する警察用航空機の運用、整備などに関し必要な事項を定めたものであり、その主な内容は、

- 運用
- 安全管理
- 緊急時の措置

等である。